

メンテナンスリース契約書

契約担当者 大分市上下水道事業管理者 西田 充男 (以下「賃借人」という。)と〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 (以下「賃貸人」という。)とは、イオンクロマトグラフ (I C) メンテナンスリース契約に関する契約を次のとおり締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 賃借人及び賃貸人は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

(メンテナンスリース物件及び設置場所)

第2条 契約対象物件 (以下「物件」という。)及び設置場所は仕様書のとおりとする。

2 賃借人が機器の設置場所を変更する場合には、予め賃貸人に通知し賃貸人の承諾を得なければならない。

(メンテナンスリース期間)

第3条 メンテナンスリース期間は、令和6年9月1日から令和12年8月31日までとする。

2 賃貸人は、前項の期間において機器が安定稼動するよう、契約締結の日以後令和6年8月30日までに仕様書に基づき設置作業を完了するものとする。

3 前項に規定する期間に係る機器の管理等は、その原因が賃借人の責に帰すると認められる場合を除き、賃貸人が責任を持つものとする。

(メンテナンスリース料)

第4条 メンテナンスリース料は、総額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (内消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円)とし、月額〇, 〇〇〇円 (内消費税及び地方消費税額〇〇〇円)とする。

(メンテナンスリース料の支払方法)

第5条 賃貸人は、物件を使用した翌月に賃借人に対して前条のメンテナンスリース料の月額を請求するものとし、賃借人は、賃貸人から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内にその額を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 賃借人は、大分市契約事務規則第7条第2号により、この契約に係る契約保証金を免除する。

(機器の使用、管理)

第7条 賃借人は、機器を賃貸人に返還するまで善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 賃借人の過失によって機器が損害を受け、又はこれに損害を与えた場合は、賃貸人は賃借人に対しその損害の賠償を請求することができる。ただし、賃貸人が、第15条に規定する保険金を受け取ったときは、その保険金の限度額において、賃借人は損害金の支払いを免れるものとする。

3 賃借人は、機器の設置、管理及び使用にあたり第三者に損害を与えた場合は、賃借人の責任において賠償しなければならない。ただし、その損害が引き渡された機器の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことに起因する場合には、賃貸人がその責務を負う。

(機器の点検及び秘密保持)

第8条 賃貸人は、契約期間中、機器の設置場所に立ち入り、機器を点検できるものとし、賃借人は異議なく賃貸人の点検に協力しなければならない。この場合、賃貸人は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 賃貸人は、機器の保守及び管理等により知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(保守の方法など)

第9条 賃貸人は、仕様書に基づき機器の設置場所に技術員を派遣して、賃借人の業務に支障をきたさないよう善良なる管理者の注意をもって保守を行うものとする。

2 保守に必要なとする部品、補給品などの費用は、賃貸人の負担とする。

(実績報告)

(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体 (以下「賃貸人等」という。)に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札 (見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、賃貸人 (法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法 (明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第22条 賃貸人は、前条各号 (同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を賃借人が指定する期間内に支払わなければならない。当該賃貸借契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定は、賃借人に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 賃貸人が賠償金を第1項の規定により賃借人が指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に、賃借人の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を賃貸人から徴収する。

(相 殺)

第23条 賃借人は、賃貸人に対して有する金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する保証金返還請求権、契約金請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、賃貸人は、賃借人の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は賃借人が指定する。

(補 則)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、大分市契約事務規則 (昭和39年大分市規則第12号)に定めるところによる。

(協 議)

第25条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和 年 月 日		
賃借人	大分市城崎町1丁目5番20号	
	大分市上下水道事業管理者 西田 充男	印
賃貸人		

第 10 条 賃貸人は、保守を行った場合は、その都度作業内容の実績報告書を作成し、賃借人に提出しなければならない。

(所有権の表示)

第 11 条 賃貸人は、機器に賃貸人の所有である旨の表示をしなければならない。

(禁止行為)

第 12 条 賃借人は、賃貸人の書面による承諾なしに次の行為をしてはならない。

- (1) 機器の原形を変更し、又は性能、機能、品質などを変更すること。
- (2) 機器に付着させた所有権の表示を取り外すこと。
- (3) 機器の譲渡、転貸、賃借権の譲渡、質権の設定その他一切の処分行為

(通知義務)

第 13 条 賃借人は、次の場合、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

- (1) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。
- (2) 機器自体又はその取り扱いに起因する事故により、第三者に損害を与えたとき。

(賃貸人の権利の移転)

第 14 条 賃貸人は、賃借人の書面による承諾なしに、この契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は質入れしてはならない。

(保 険)

第 15 条 賃貸人は、機器に対し、賃貸人を被保険者とする動産総合保険（ただし、使用人などの不正行為に基づく損害については免責）を付し、メンテナンスリース期間中これを継続するものとする。

2 保険事故が発生したときは、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知するとともに、保険金受領に関し必要な一切の書類を賃貸人に交付するものとする。

(メンテナンスリース期間満了時の処理、物件の譲渡)

第 16 条 メンテナンスリース期間が終了したときの処置については、賃借人、賃貸人協議の上決定するものとする。ただし、物件の記憶装置の破壊及び返還にかかる全ての費用は、賃貸人の負担とする。

2 賃貸人は、物件の返還前に機器内部の記憶装置に対し、磁気的な破壊の措置を施し、作業報告書を作成する。その場合、職員等が当該措置の完了まで立ち会いを行う。

(機器の盗難、滅失、修理不能などによる契約終了)

第 17 条 機器が盗難その他の原因により滅失し、又は毀損して修理が不能の場合は、賃借人の賃貸人に対する通知によりこの契約は終了するものとする。

2 前項の規定により契約が終了した場合において、その原因が賃借人の責に帰すると認められるときは、賃借人は、第 4 条に定めるメンテナンスリース料の総額から未払いの保守費用の総額を引き、その金額から契約終了時において支払済みのメンテナンスリース料総額を控除した額（以下「約定損害金」という。）を賃貸人に支払うものとする。ただし、賃貸人が第 1 5 条に規定する保険金を受け取ったときは、その保険金の限度額において、賃借人は約定損害金の支払いを免れるものとする。

(契約の解除)

第 18 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 賃貸人の責めに帰する事由により、第 3 条第 2 項に規程する期間に業務を遂行することができないことが明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号にお

いて「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

ト この契約に関し、賃貸人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由により賃借人がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、賃借人の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

(1) 前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責に帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(遅延利息)

第 20 条 賃貸人の責めに帰すべき事由により、賃貸人がこの契約に基づく違約金を指定の期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日までの期間についてその日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）を乗じて計算した遅延利息を徴収する。

2 賃借人の責めに帰すべき事由により、賃借人がこの契約書に基づく第 4 条の規定によるメンテナンスリース料又は賠償金を指定の期間内に支払わないときは、賃貸人は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの期間についてその日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した遅延利息を請求することができる。

(談合その他の不正行為に対する賃借人の解除権)

第 21 条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条若しくは第 1 9 条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）又は第 2 0 条の 2 から第 2 0 条の 6 の規定に基づく課徴金の納付命令